

国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の 推進（概要）－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、国民健康保険における高齢受給者証の交付に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成 30 年 3 月 13 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

国民健康保険の被保険者のうち 70 歳以上 75 歳未満の者は、医療機関で診療を受ける際に、市町村から交付される国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に加えて国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）を提示しなければならない。しかし、市町村によっては、カードサイズの被保険者証と別にはがきサイズの高齢受給者証を交付しており、携帯に不便である。

（注）本相談は、栃木行政評価事務所（現栃木行政監視行政相談センター）が受け付けたものであり、平成 27 年 1 月 1 日から 29 年 8 月 31 日までに、同様の相談がほかに 4 件寄せられている。

（制度の概要等）

- 被保険者証はカードサイズのみ。一方、高齢受給者証は、市町村がカードサイズ又ははがきサイズを選択。
また、市町村は、被保険者証と高齢受給者証を一体化（カードサイズ）して交付することが可能。
- 被保険者証と高齢受給者証を一体化して交付したことにより、別々に交付した場合よりもその後の毎年の経費（発行・郵送費等）が削減された市町村あり。
- 都道府県が、一体化を推進することにより、当該都道府県内の全ての市町村において、今後一体化を実施する予定の都道府県あり。



（あっせん要旨）

厚生労働省は、市町村における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進に資するよう、①全国の都道府県における一体化の推進状況及び市町村における一体化の取組状況、②都道府県による市町村への一体化の支援策を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。

国民健康保険における被保険者証及び高齢受給者証の概要

1 被保険者証及び高齢受給者証の交付

市町村は、国民健康保険の被保険者に係る様式第1号による被保険者証を交付しなければならない（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第6条第1項）。

また、被保険者が70歳以上75歳未満の場合、市町村は、被保険者証に加えて様式第1号の4又は様式第1号の5による高齢受給者証を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、高齢受給者証を交付する必要はない（施行規則第7条の4第1項）。

2 被保険者証及び高齢受給者証の様式

被保険者証の様式は、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るもので、大きさは、縦54mm、横86mmと定められている（施行規則様式第1号）（カードサイズ）。

一方、高齢受給者証については、以下の二つの様式が定められおり、市町村がいずれかを選択する。

- ① 縦128mm、横91mm（施行規則様式第1号の4）（はがきサイズ）
- ② プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るもので、大きさは、縦54mm、横86mm（施行規則様式第1号の5。被保険者証と同じカードサイズ）

3 高齢受給者証の有効期限

市町村は、被保険者証の有効期限を定めることができるとされており、それぞれ任意に有効期限を定めている。

また、市町村は、高齢受給者証に有効期限を定めなければならないとされているが、具体的な期限について法令等に規定はない。ただし、被保険者が療養の給付を受けた日が7月以前か8月以降かによって一部負担金の算定基礎とする所得の範囲が異なるため、全ての市町村が、8月1日から翌年の7月31日までを有効期限としている。

以上のことから、高齢受給者証と被保険者証の携帯の利便性を向上させる方法として、①はがきサイズの高齢受給者証を被保険者証と同じカードサイズにする又は②高齢受給者証と被保険者証を一体化することが考えられる。

なお、②を採用する場合、大きさはカードサイズで、有効期限は8月1日から翌年の7月31日までとして交付することとなる。

地方公共団体における取組

1 高齢受給者証のカードサイズ化又は被保険者証との一体化にかかる経費

当局が抽出した2市町村において、高齢受給者証のカードサイズ化又は被保険者証との一体化に要した経費は次表のとおりであり、高齢受給者証と被保険者証を一体化した場合は、経費の削減が見込まれる。

表 高齢受給者証のカードサイズ化又は被保険者証との一体化に要した経費

区分	A市	B市	
取組の内容	はがきサイズからカードサイズへの変更	はがきサイズからカードサイズへの変更	被保険者証との一体化
システム改修費	600万円	算出困難	405万円
発行・郵送費等	300万円増加（毎年）	90万円増加（毎年）	122万円減少（毎年）
経費の増減の主な理由	材質を変更（紙から再生PET樹脂へ）したため	材質を変更（紙から再生PET樹脂へ）したため	単独での高齢受給者証の発行が不要となったため

(注) 1 当省の調査結果による。

2 B市は、高齢受給者証の様式について、当初はがきサイズからカードサイズへの変更を行い、その後被保険者証との一体化を行っている。

2 都道府県における一体化の推進・取組状況

当局が抽出した21都道府県における高齢受給者証と被保険者証の一体化に係る方針は、以下のとおりである。

- ① 一体化を推進：9都道府県
- ② 今後推進の可否を検討：4都道府県
- ③ 現時点では、一体化を推進する予定なし：8都道府県

①の一体化を推進している9都道府県については、当該都道府県内の全ての市町村において、今後一体化を実施する予定としており、都道府県が、被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進することにより、当該都道府県内の市町村における一体化が進むと考えられる。

3 都道府県から市町村への支援

当局が抽出した 21 都道府県内で、現在一体化を実施しない市町村においては、実施のあい路について次のような意見があった。

- ① 一体化のために必要なシステム改修費の捻出が困難
- ② 一体化を実施すると、国民健康保険料の決定・通知と被保険者証の更新に係る業務を同時期に行わなければならなくなり、対応が困難

これに対し、一体化を推進している 9 都道府県の中には、次のような取組を行っている都道府県があった。

- ① 市町村に対し、システム改修費を削減するために自治体クラウドの導入を推奨
- ② 市町村に対し、事務負担を軽減するために国民健康保険団体連合会に業務を委託することを推奨

また、1 都道府県から、「実施のあい路を解消して一体化を実現するためには、市町村に任せるのではなく、都道府県による強いリーダーシップが必要である」との意見があった。

厚生労働省の意見

被保険者証及び高齢受給者証の交付に係る業務は自治事務であり、一体化の実施の是非は市町村の判断に委ねている。

なお、本件に関しては、全国の都道府県に対し、被保険者証と高齢受給者証の一体化が可能とされていることに留意し、市町村等に周知徹底するよう通知を発出している（健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について（平成 14 年 9 月 24 日付け保国発第 0924001 号都道府県民生主管部（局）長宛て厚生労働省保険局国民健康保険課長通知））。

行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- ① 被保険者証及び高齢受給者証を一体化した場合、毎年の作成経費が削減されることを地方公共団体に示す必要がある。
- ② システム改修や事務負担の問題について、自治体クラウドの利用や国民健康保険団体連合会への業務委託で対応するという方法は、合理的なものと考えられ、厚生労働省が、これらの情報を集約して地方公共団体に提供することは意義がある。

《参 考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

本件を付議した会議の構成員は、次のとおりである。

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| (座長) | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |
| | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
| | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 梶田信一郎 | 元内閣法制局長官 |
| | 斎藤 誠 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 高橋 滋 | 法政大学法学部教授 |
| | 南 砂 | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長 |

〈参考〉被保険者証及び高齢受給者証の様式（原寸大）

○ 被保険者証（カードサイズ）

国民健康保険 被保険者証		有効期限	_____まで
	記号	_____	番号
氏名	_____	性別	_____
生年月日	_____		
資格取得年月日	_____		
交付年月日	_____		
世帯主氏名	_____		
被保険者住所	_____		
保険者番号	_____	保険者名	_____

○ 高齢受給者証

（カードサイズ）

又は（はがきサイズ）

国民健康保険 高齢受給者証		有効期限	_____年	_____月	_____日
	記号	_____	/	番号	_____
氏名	_____	性別	_____		
生年月日	_____	一部負担金の割合	_____		
交付日	_____				
発効期日	_____				
世帯主氏名	_____				
住所	_____				
保険者番号	_____	保険者名	_____		

_____		国民健康保険高齢受給者証	
		交付年月日 _____	
記号	_____	番号	_____
世帯主	住所	_____	
	氏名	_____	_____
対象被保険者	氏名	_____	_____
	生年月日	_____	
一部負担金の割合		_____	
発効期日		_____	
有効期限		_____	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		_____	

○ 被保険者証と高齢受給者証の一体化

（カードサイズ）

国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証		有効期限	_____まで
	記号	_____	番号
氏名	_____	性別	_____
生年月日	_____	一部負担金の割合	_____
資格取得年月日	_____		
交付年月日	_____		
発効期日	_____		
世帯主氏名	_____		
被保険者住所	_____		
保険者番号	_____	保険者名	_____